

「低炭素電気普及促進計画書制度」説明会に関するアンケート(2019年3月14日(木)開催)

設問2 説明会の内容について、ご意見がございましたらご記入ください。

No.	項目	ご意見	回答	根拠法令等
1		各自自治体で個別に報告書の提出を求めるのではなく、国を含めて一元化して頂けたらと考えております。低炭素について、使う側の施策だけでなく、電源を作る側の施策についても、それ以上に力を入れて頂けたらと思います。	いただいたご意見は、今後の制度運用につなげていくための参考とさせていただきます。	
2	制度概要	未提出及び報告内容の誤りによる罰則規定はあるか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画報告が提出されなかった場合には、市より必要な措置をとるよう勧告することがあります。</li> <li>さらに、勧告に従っていただけない場合は、その旨を公表することがあります。</li> </ul>	<p>【横浜市生活環境の保全等に関する条例 第146条の9】(横浜市報 第1079号(平成30年12月25日発行))</p> <p>1 市長は、特定電気供給事業者に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。</p> <p>2 市長は、特定電気供給事業者が、低炭素電気普及促進計画を提出しなかったとき、又は第146条の7第2項の規定による報告をしなかったときは、当該特定電気供給事業者に対し、必要な措置をとるよう勧告することができる。第156条第1項中「又は第145条第2項」を「、第145条第2項又は第146条の9第2項」に改める。</p> <p>【横浜市生活環境の保全等に関する条例 第145条】</p> <p>1 市長は、地球温暖化対策計画を作成し、及び実施しようとする者に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。</p> <p>2 市長は、地球温暖化対策事業者が、地球温暖化対策計画の提出をしなかったとき、第144条第2項の規定による報告をしなかったとき、又は同条第3項の規定による公表をしなかったときは、当該地球温暖化対策事業者に対し、必要な措置をとるよう勧告することができる。</p> <p>【横浜市生活環境の保全等に関する条例 第156条】</p> <p>1 市長は、第6条第4項、第21条第2項、第22条第3項、第50条第2項、第60条第3項、第61条の3第3項、第62条の3第3項、第64条第4項、第68条第2項、第68条の2第2項、第70条第3項、第70条の2第3項、第70条の3第6項(同条第7項において読み替えて準用する場合を含む。)、第70条の4第2項、第70条の5第2項、第70条の6第3項、第74条第2項、第75条第5項、第85条第2項、第91条第2項、第98条第2項、第104条第2項、第110条第2項、第116条第2項、第123条第2項、第134条、第140条、第141条の13又は第145条第2項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。</p> <p>2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えなければならない。</p>
3		目的や概要は理解できたが、どのような優遇があり、市民や企業へ推進されるのか具体的でなかった。	いただいたご意見は、市民や事業者の皆様へ情報提供の方策等のより具体的な取組につなげていくための参考とさせていただきます。	
4		制度の目的サイクル図で低炭素な電気の供給についての意図は理解できましたが、小売電気事業者が低炭素な電気を調達するサイクルの部分には情報提供や電気の入札を多く実施する等の促進するための根拠部分の補助を行ってはいかないのでしょうか。報告だけでは、温対法報告の詳細を国と協議して開示してもらえようようにすることで、小売電気事業者の都道府県・市町村へいくつも計画書を提出する手間がなくなるのではないのでしょうか。	いただいたご意見は、今後の制度運用につなげていくための参考とさせていただきます。	
5		このような低炭素な電気を寄せる取り組みだけでは本質的な低炭素社会の実現は難しいと思います。(ほかの需要家の電気が低炭素でなくなるだけ)やはり低炭素な電源が増える取り組みについて、使う側からのアプローチでは足りないと思います。(事業者というよりは個人的な意見として記載させていただきます)	低炭素電気の普及促進のため、いただいたご意見は、今後の制度運用につなげていくための参考とさせていただきます。	

6	報告書提出方法	電子申請→Web上直接入力？Wordまたはexcel出力はできるか？	入力はWeb上で直接入力になります。 提出内容の出力形式はHTML形式になります。	
7	提出書類の作成方法	知識不足のためか、低炭素普及促進の方針や抑制措置の記載内容が理解できなかった。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・説明不足で申し訳ございません。</li> <li>・「電気需要者への低炭素電気の普及の促進に係る措置」での普及の促進に係る措置の例としては、以下のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・低炭素電気を含むメニューを提供していて、それらについて積極的に消費者に宣伝している。</li> <li>・RE100を希望する消費者に対応できるまたは対応できることに目指している。</li> <li>・未利用エネルギーの利用、再生可能エネルギーの割合拡大に取組み、需要家への周知を図っている。</li> </ul> </li> <li>・「排出係数の抑制措置のための取組」での抑制措置の例としては、以下のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・再生可能エネルギーにより得られる電気の調達量を前年度よりも増加させている。</li> <li>・非化石証書等のクレジットを積極的に購入している。</li> </ul> </li> </ul>	
8		公開される情報は何か（環境価値のみ？計画書・報告書は任意？）？ 本制度の結果、どのような効果があったか公表されるのか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公表する情報は以下の内容を予定しております。</li> <li>①制度対象事業者が提出した「低炭素電普及促進計画書兼報告書」</li> <li>②①の内容に基づく制度対象事業者の排出係数（基礎及び調整後）、再生可能エネルギーの導入率、RE100の対応可否等が確認できる一覧表等</li> </ul>	
9		特別講演の参加は任意としていただけるとありがたいです。	いただいたご意見は、今後の制度説明会開催の参考とさせていただきます。	
10	その他	制度については理解できたが、説明が一方的ではないか。質疑がなかった。ほかの自治体が同様の取り組みを行うと業務増になる。	<p>いただいたご意見は、今後の制度説明会開催の参考とさせていただきます。</p> <p>制度につきましては様式の簡素化や電子申請の活用による負担の軽減を図っておりますが、今後も皆様のご意見を参考に継続的に検討してゆきます。</p> <p>制度の趣旨へのご理解・ご協力をお願いいたします。</p>	

「低炭素電気普及促進計画書制度」説明会に関するアンケート(2019年3月14日(木)開催 )

設問3 低炭素電気普及促進計画書制度制度に関してご質問がございましたらご記入ください。

No.	項目	ご質問	回答	根拠法令等
1		「より高い評価を得る仕組み」を具体的に教えてください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>より高い評価を得る仕組みは、地球温暖化対策計画書制度で規定されています。</li> <li>地球温暖化対策計画書制度の対象事業者は、計画期間における排出削減量が評価されます。</li> <li>排出係数の低い電気を選択することによって、調整後排出量が低減しより高い評価を得る可能性が高まります。</li> </ul>	
2		任意ではなく、横浜市へ電力供給を行う小売事業者の義務であるとの認識でよいか。	ご認識のとおりです。	<p>【横浜市生活環境の保全等に関する条例 第146条の7第1項】</p> <p>市内に電気を供給している小売電気事業者（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者をいう。）（以下「特定電気供給事業者」という。）は、規則で定めるところにより、電気の供給に伴い排出される温室効果ガスの抑制その他低炭素電気の普及の促進に係る措置に関する事項を定めた計画（以下「低炭素電気普及促進計画」という。）を、前条の指針を参照して作成し、市長に提出しなければならない。</p>
3		かなりの数の事業者にこのような業務負担を与えることが、非生産的ではないでしょうか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>横浜市としては、地球温暖化対策上望ましい効果を有する手段を活用して発電又は調達等された電気の横浜市域への普及を図ることが、地球温暖化対策の推進に関する法律第4条や横浜市生活環境の保全等に関する条例第142条等に規定する地方公共団体の責務を果たすうえで重要であると考えています。また、事業者の皆様も地球温暖化対策の推進に関する法律第5条に記載する国や地方公共団体が実施する施策に協力していただくことが重要です。</li> <li>小売電気事業者の皆様に対しては、ご負担をかける側面がございますが、前述した趣旨をご理解いただけますようお願いいたします。</li> <li>なお、小売電気事業者の皆様の出向に対する負担については、様式の簡素化や電子申請の活用による負担の軽減を図っておりますが、今後も皆様のご意見を参考に継続的に検討してゆきます。</li> </ul>	<p>【地球温暖化対策の推進に関する法律 第四条】</p> <p>1 地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進するものとする。</p> <p>2 地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置を講ずるとともに、その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるように努めるものとする。</p> <p>【地球温暖化対策の推進に関する法律 第五条】</p> <p>事業者は、その事業活動に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置（他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための措置を含む。）を講ずるように努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出の抑制等のための施策に協力しなければならない。</p> <p>【横浜市生活環境の保全等に関する条例 第142条】</p> <p>横浜市は、地球温暖化（人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表、大気及び海水の温度が追加的に上昇する現象をいう。以下同じ。）の防止等のため、温室効果ガス排出の抑制及び気候変動適応法（平成30年法律第50号）第2条第2項に規定する気候変動適応に関する取組を総合的かつ計画的に推進するための計画を策定し、公表するものとする。</p>
4		計画報告を提出しない場合どうなるか	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画報告が提出されなかった場合には、市より必要な措置をとるよう勧告することがあります。</li> <li>さらに、勧告に従っていただけない場合は、その旨を公表することがあります。</li> </ul>	<p>【横浜市生活環境の保全等に関する条例 第146条の9】（横浜時報 第1079号（平成30年12月25日発行））</p> <p>1 市長は、特定電気供給事業者に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。</p> <p>2 市長は、特定電気供給事業者が、低炭素電気普及促進計画を提出しなかったとき、又は第146条の7第2項の規定による報告をしなかったときは、当該特定電気供給事業者に対し、必要な措置をとるよう勧告することができる。第156条第1項中「又は第145条第2項」を「、第145条第2項又は第146条の9第2項」に改める。</p> <p>【横浜市生活環境の保全等に関する条例 第145条】</p> <p>1 市長は、地球温暖化対策計画を作成し、及び実施しようとする者に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。</p> <p>2 市長は、地球温暖化対策事業者が、地球温暖化対策計画の提出をしなかったとき、第144条第2項の規定による報告をしなかったとき、又は同条第3項の規定による公表をしなかったときは、当該地球温暖化対策事業者に対し、必要な措置をとるよう勧告することができる。</p> <p>【横浜市生活環境の保全等に関する条例 第156条】</p> <p>1 市長は、第6条第4項、第21条第2項、第22条第3項、第50条第2項、第60条第3項、第61条の3第3項、第62条の3第3項、第64条第4項、第68条第2項、第68条の2第2項、第70条第3項、第70条の2第3項、第70条の3第6項（同条第7項において読み替えて準用する場合を含む。）、第70条の4第2項、第70条の5第2項、第70条の6第3項、第74条第2項、第75条第5項、第85条第2項、第91条第2項、第98条第2項、第104条第2項、第110条第2項、第116条第2項、第123条第2項、第134条、第140条、第141条の13又は第145条第2項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。</p> <p>2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えなければならない。</p>
5	制度概要	電気の供給量については上限を設けるべき。低圧のエンドユーザーはコスト重視で再エネ比率（ppsの）など気にしない	<ul style="list-style-type: none"> <li>制度の対象要件に供給規模を位置付けるべきとのご意見と受け取らせていただきます。</li> <li>横浜市としては、需要家が再エネ比率等にも着目する社会づくりに努めていきたいと考えています。</li> <li>そのためには、再エネ比率等に関する情報の提供は必要であると考えています。</li> </ul>	

6	横浜市公共施設に供給した電力量分は本制度の対象外でしょうか？（横浜市公共施設のための電力供給の場合は特定電気供給事業者とはならない、という理解でよいでしょうか）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象となります。</li> </ul>	<p>【横浜市生活環境の保全等に関する条例】 第 146 条の 7 市内に電気を供給している小売電気事業者（電気事業法（昭和39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する小売電気事業者をいう。）（以下「特定電気供給事業者」という。）は、規則で定めるところにより、電気の供給に伴い排出される温室効果ガスの抑制その他低炭素電気の普及の促進に係る措置に関する事項を定めた計画（以下「低炭素電気普及促進計画」という。）を、前条の指針を参酌して作成し、市長に提出しなければならない。</p> <p>【低炭素電気の普及の促進に関する指針】 2 特定電気供給事業者であることの確認 小売電気事業者は、市内に電気を供給しているか否かの確認を行うこと。なお、「市内に電気を供給している」とは、市内に位置する事業所・住宅等に係る電気の販売契約を締結していることをいう。また、特定電気供給事業者に該当しなくなった者は、規則第 90 条の 7 に規定する事項を特定電気供給事業者非該当届出書に記載し、市長に届け出ること。</p>
7	配付資料p8: 下から 2 行目にある「事業者」は需要側または小売電気事業者のいずれか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・需要側のことです。</li> <li>・説明が不足し申し訳ございません。</li> </ul>	
8	横浜市への供給がなくても、供給を希望する場合、本制度を活用することは可能でしょうか（営業ツールとしての活用は可能でしょうか）？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・横浜市への供給がない小売電気事業者（特定電気供給事業者に該当しない事業者）は、制度の対象とはなりません。当年度の 7 月末までに市内への供給を開始されましたら、計画書兼報告書の提出をお願いいたします。</li> </ul>	<p>【横浜市生活環境の保全等に関する条例】 第 146 条の 7 市内に電気を供給している小売電気事業者（電気事業法（昭和39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する小売電気事業者をいう。）（以下「特定電気供給事業者」という。）は、規則で定めるところにより、電気の供給に伴い排出される温室効果ガスの抑制その他低炭素電気の普及の促進に係る措置に関する事項を定めた計画（以下「低炭素電気普及促進計画」という。）を、前条の指針を参酌して作成し、市長に提出しなければならない。</p>
9	排出係数が高い場合において、何か営業上の不利益はあるのでしょうか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・横浜市では、横浜市に供給される「電気の低炭素化」と需要家による「低炭素な電気の選択」の促進のため、提出いただいた「低炭素電気供給促進計画書兼報告書」の内容を公表させていただきます。</li> </ul>	<p>【横浜市地球温暖化対策実行計画（平成 30 年 10 月）】 第 1 章 2 の（3）本市が地球温暖化対策に取り組む意義（p. 14） （省略） また、エネルギー利用だけでなく、電力の排出係数は、温室効果ガス排出量に大きく影響するため、電力小売全面自由化などの背景も踏まえ、電力の低炭素化に向けた取組も行っていく必要があります。</p> <p>第 5 章 コラム：低炭素電力の供給と選択の推進（p. 68） 電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量は、電気を作り出すために使用するエネルギー源や発電の仕組みの組み合わせ（電源構成）によって大きく異なります。そのため、より環境負荷の小さな電源構成によって作り出される低炭素電力を積極的に選択することが、地球温暖化対策として重要です。国の法律※において、全てのエネルギー供給事業者は、非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に努めることが義務付けられています。また、2016（平成 28）年 4 月から電力の小売全面自由化が開始されました。これにより、家庭や商店といった比較的小規模な電力利用者においても電力会社を自由に選択することができるようになりました。本市では、小売電気事業者を対象とした新たな制度を導入し、市内に電気を供給している小売電気事業者の排出係数、再エネ導入率等の情報を収集し、市民・事業者に対して必要な情報を提供することで低炭素電力の利用を促進するほか、COOL CHOICE YOKOHAMA などの普及啓発なども進めます。これらにより、低炭素電力の供給と選択を推進します</p> <p>※エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律</p>
10	要件非該当の事業者ですが、要件該当までは、電子申請の届出の提出は不要との認識で問題ございませんでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご認識のとおりです。</li> </ul>	<p>【横浜市生活環境の保全等に関する条例】 第 146 条の 7 市内に電気を供給している小売電気事業者（電気事業法（昭和39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する小売電気事業者をいう。）（以下「特定電気供給事業者」という。）は、規則で定めるところにより、電気の供給に伴い排出される温室効果ガスの抑制その他低炭素電気の普及の促進に係る措置に関する事項を定めた計画（以下「低炭素電気普及促進計画」という。）を、前条の指針を参酌して作成し、市長に提出しなければならない。</p>
11	2019/2に小売事業者のライセンスを取得しまして、2019/6より供給開始となりますが、最初の提出時期は2020/8でいいでしょうか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2019年6月より供給開始の場合は、「低炭素電気普及促進計画書兼報告書」の提出は、2019年8月となります。</li> <li>・ただし、2019年8月（提出 1 年目）には、計画内容のみをご提出ください。</li> </ul>	<p>【横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則】 （低炭素電気普及促進計画の作成等） 第 90 条の 6 1 特定電気供給事業者は、低炭素電気普及促進計画を毎年度作成し、8 月末までに提出するものとする。ただし、当該年度の 8 月以降に特定電気供給事業者に該当することとなった者は、その翌年度から作成するものとする。 2 条例第 146 条の 7 第 2 項の規定による実施の状況の報告は、その翌年度における低炭素電気普及促進計画の提出と同時に行うものとする。</p>
12	計画書兼報告書はフォームにて提出するとのことですが、実際には事前に準備した内容をコピーペーストして入力することになると存じます。フォームに入力する内容と同じ形式のExcelファイルは配布されますでしょうか。また、そのExcelをとりこんで、代理入力できる機能はございますでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・紙面での提出を希望される方のために、入力フォームと同様の書式のExcelファイルを用意しております。</li> <li>・したがって、当該Excelファイルで計画書兼報告書を作成いただき、その記載情報を入力フォームへコピーペーストしていただくことは可能です。</li> <li>・ただし、当該Excelファイルを用いて作成した計画書兼報告書の内容を入力フォームへ自動的に転記する機能は準備していません。</li> </ul>	

13	報告書提出方法	入力フォームの途中保存、PDF出力は可能でしょうか（できるようにして頂けると幸いです）	<ul style="list-style-type: none"> <li>入力フォームの途中保存は可能です。保存ファイルはXML形式となります。保存したファイルを読み込むことで一時保存した内容からの再開が可能です。</li> <li>提出時の内容をHTML形式で出力してプリントアウトが可能です。PDF出力の可否については、作業PCのソフトウェア環境によります。</li> </ul>	
14		電子申請にICカード（電子署名等）が必要か？	<ul style="list-style-type: none"> <li>電子申請の際に、ICカードの読み込みによる電子署名等は不要です。</li> <li>電子申請を行うためには、電子申請開始届出にて事業者の情報をご提出いただき、横浜市から各事業者へ送付されるID及びPWが必要となります。</li> </ul>	
15		毎年申請するが、過去に提出した履歴やファイルデータなどは確認できるのか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>電子申請システム内で、過去に提出した履歴やファイルデータを確認することができます。</li> <li>最新のデータについては、横浜市のウェブサイトで公表されていますので、そちらで確認することができます。</li> </ul>	
16		子会社分も同じ端末で申請してよいか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>同じ端末で申請することは、制限しておりません。</li> <li>ただし、各事業者に送付されるID及びPWが必要となります。</li> </ul>	
17		メニュー別排出係数のメニューとはどのレベルを指しますか？「電灯」「動力」のざっくり2パターンか、「電灯」の中でも会社ごとにお客様へ提供しているメニュー全ての数字を出すのか。電源構成等がすべて同じであればまとめてもいいのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>本記入欄は、低炭素な電気メニューのアピールにつなげていただくために、排出係数の異なるメニューをお示しいただくものです。</li> <li>上記の趣旨を踏まえたうえで、料金メニュー別の排出係数を任意でご記入ください。</li> </ul>	
18		公表するメリットとして需要家への情報提供の機会であるとか小売電気事業者の立場からすると考えられるが、周知の方法はどのような方法にされるのか検討されてますでしょうか	<ul style="list-style-type: none"> <li>周知の方法は、横浜市のホームページ等での情報の公表です。</li> <li>公表する情報は以下の2つとなります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①制度対象事業者が提出した「低炭素電普及促進計画書兼報告書」</li> <li>②制度対象事業者の排出係数（基礎及び調整後）、CO<sub>2</sub>排出量、再生可能エネルギーの導入率、RE100の対応可否等を比較できる一覧表</li> </ul> </li> <li>詳細な公表方法につきましては、今後検討してゆきます。</li> <li>また、計画書制度における地球温暖化対策事業者（一定規模以上のエネルギー使用量の事業者）に対しては、本制度による情報へのアクセス方法や情報の活用方法を案内しています。</li> </ul>	
19		市民にはどのような方法でCO <sub>2</sub> 排出係数が少ない事業者を伝えるのか？Web、冊子、展示会など？	<ul style="list-style-type: none"> <li>公表する情報は市のホームページ等で以下の内容を予定しております。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①制度対象事業者が提出した「低炭素電普及促進計画書兼報告書」</li> <li>②①の内容に基づく制度対象事業者の排出係数（基礎及び調整後）、再生可能エネルギーの導入率、RE100の対応可否等が確認できる一覧表</li> </ul> </li> <li>詳細な周知方法につきましては、今後検討してゆきます。</li> </ul>	
20		調整後排出係数は一番上に事業者全体の排出係数（残差分ではなく）を記入するイメージで良いでしょうか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご認識のとおりです。</li> <li>残差の排出係数は、メニュー別排出係数と同様の取扱いとしてください。</li> </ul>	地球温暖化対策推進法に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における温室効果ガス排出量算定に用いる電気事業者ごとの基礎排出係数及び調整後排出係数等の公表 ( <a href="https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/calc/denki">https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/calc/denki</a> )

21	配布資料p8: 下から4行目にある「一定程度」を具体的に教えてください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原油換算エネルギー使用量の場合1500kL/年以上です。</li> <li>・詳細については、「横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則」の第89条をご確認ください。</li> </ul>	<p>【生活環境保全条例施行規則】 第89条 (1) 本市に設置しているすべての事業所における原油換算エネルギー使用量（エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和54年政令第267号）第2条第2項に規定する原油換算エネルギー使用量をいう。以下同じ。）の前年度における合計量が1,500キロリットル以上のもの（次号に該当するものを除く。） (2) 連鎖化事業者（エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第19条第1項に規定する連鎖化事業者をいう。以下同じ。）であって、当該連鎖化事業者が本市に設置しているすべての事業所及び当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業（同項に規定する連鎖化事業をいう。以下同じ。）に加盟する者が本市に設置している当該連鎖化事業に係るすべての事業所における原油換算エネルギー使用量の前年度における合計量が1,500キロリットル以上のもの (3) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令（平成4年政令第365号）第4条各号に掲げる自動車（被けん引車（自動車のうち、けん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であるものをいう。）以外の自動車であって、市内に使用する本拠の位置を有するものに限る。）の前年度の末日における使用台数が100台以上のもの</p>
22	横浜市への電力供給とは、市内に建設されている建物等に供給している事を指していますか（確認です）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご認識のとおりです。</li> </ul>	<p>【低炭素電気の普及の促進に関する指針】 2 特定電気供給事業者であることの確認 小売電気事業者は、市内に電気を供給しているか否かの確認を行うこと。なお、「市内に電気を供給している」とは、市内に位置する事業所・住宅に係る電気の販売契約を締結していることをいう。また、特定電気供給事業者に該当しなくなった者は、規則第90条の7に規定する事項を特定電気供給事業者非該当届出書に記載し、市長に届け出ること。</p>
23	調達電力量とは具体的に何を指すのか？（供給量－発電量か？）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調達電力量は、一般送配電事業者から調達した電気の量、日本卸電力取引所から調達した電気の量、他の小売電気事業者等から調達した電気の量及び自社の所有する発電所で発電し調達した電力量の総量となります。</li> </ul>	
24	報告の9に関して、メニュー別毎の供給量に応じて演算されるようにしておいてほしい（8の入力から自動演算）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「9電気の供給に伴い排出される二酸化炭素の量」は、全国総量と市内の量となりますので、8の排出係数の入力のみでは、自動演算が難しいと考えております。お手数ですが、集計した値のご記入をお願いいたします。</li> </ul>	-
25	促進や抑制措置の例をご教示頂きたい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「電気需要者への低炭素電気の普及の促進に係る措置」での普及の促進に係る措置の例としては、以下のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・低炭素電気を含むメニューを提供していて、それらについて積極的に消費者に宣伝している。</li> <li>・RE100を希望する消費者に対応できるまたは対応できることに目指している。</li> <li>・未利用エネルギーの利用、再生可能エネルギーの割合拡大に取組み、需要家への周知を図っている。</li> </ul> </li> <li>・「排出係数の抑制措置のための取組」での抑制措置の例としては、以下のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・再生可能エネルギーにより得られる電気の調達量を前年度よりも増加させている。</li> <li>・非化石証書等のクレジットを積極的に購入している。</li> </ul> </li> </ul>	
26	現在メニュー別排出係数で0.00、0.20、0.44を用意しているが、調整に当たり使用する環境価値として「省エネ由来クレジット」でも可か。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下に示すクレジットに該当すれば、対象となります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・非化石証書に係る二酸化炭素削減相当量</li> <li>・国内クレジット制度において認証をされた温室効果ガスの削減量</li> <li>・オフセット・クレジット制度において認証をされた温室効果ガスの削減量</li> <li>・J-クレジット制度において認証をされた温室効果ガスの削減量</li> <li>・グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量認証制度において認証をされた温室効果ガスの削減量</li> <li>・二国間オフセット・クレジット制度において認証をされた温室効果ガスの削減量</li> </ul> </li> </ul>	<p>【横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則】 第90条の5 条例第146条の5に規定する規則で定める電気は、次に掲げる電気を主に含む電気とする。 (1) 再生可能エネルギーにより得られる電気（発電に伴い二酸化炭素が排出されない電気であることの付加価値を有すると市長が認めるものに限る。） (2) 工場等で発生する排熱その他これに類するものと市長が認めるエネルギーにより得られる電気 (3) 特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成18年経済産業省令、環境省令第3号）第2条第4項に規定する係数の算出に用いることができる温室効果ガスの削減量※により発電に伴い排出される温室効果ガスの量を削減したとみなされる電気 (4) その他前3号に掲げる電気に類するものと市長が認める電気</p> <p>※国内認証排出量削減量等  <ul style="list-style-type: none"> <li>・非化石証書に係る二酸化炭素削減相当量</li> <li>・国内クレジット制度において認証をされた温室効果ガスの削減量</li> <li>・オフセット・クレジット制度において認証をされた温室効果ガスの削減量</li> <li>・J-クレジット制度において認証をされた温室効果ガスの削減量</li> <li>・グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量認証制度において認証をされた温室効果ガスの削減量</li> <li>・二国間オフセット・クレジット制度において認証をされた温室効果ガスの削減量</li> </ul> </p>

27	7普及促進に係る措置は、横浜市内に限ったことでもよいのか	・横浜地域が含まれる措置であれば、横浜市内に限った措置でなくても記入することができます。	
28	2019年8月提出分は2018年度実績を当年度に入れる？それとも見込み値？	・2019年8月に提出いただく計画書兼報告書では、2019年度の見込値を当年度欄に記入してください。 (前年度欄に2018年度実績の記入の必要はございません。)	【横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則】 (低炭素電気普及促進計画の作成等) 第90条の6 1 特定電気供給事業者は、低炭素電気普及促進計画を毎年度作成し、8月末までに提出するものとする。ただし、当該年度の8月以降に特定電気供給事業者に該当することとなった者は、その翌年度から作成するものとする。 2 条例第146条の7第2項の規定による実施の状況の報告は、その翌年度における低炭素電気普及促進計画の提出と同時にを行うものとする。
29	p7. CO2の量や比率を報告書で報告しますか？	・CO2の量としては、全国及び横浜地域へ供給する電気に伴い排出されるCO2の排出量をご報告いただきます。 ・また、比率につきましては、「10電気の調達実績」にて調達電力量に占める再生可能エネルギー由来の電力量及び未利用エネルギー由来の電力量の構成比をご報告いただきます。	
30	本制度促進に向けた助成金等の検討はされていますでしょうか。Zero Carbonが実現したと仮定し、需要家への価格を維持した場合、非化石価値を導入する負担が供給者のみに掛かると考えます。(すべての需要家様が価値を理解し+αの料金をご理解いただければよいと思えますか)	・現在のところ、助成金の検討はしておりません。 ・ご意見として頂戴いたします。	
31	今日の資料を含め、PDFデータをHPにアップしていただけると助かります	・説明会の資料につきましては、横浜市のウェブサイトにて公表しております。  【公表先URL】 <a href="https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kankyo-koen-gesui/ondanka/teitanso/teitansoseido.html">https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kankyo-koen-gesui/ondanka/teitanso/teitansoseido.html</a>	
32	横浜市以外で、同様な取り組みをしている自治体はありますか？	・小売電気事業者を対象とした制度を実施している自治体としては、以下の様なものがございます。詳細については、各自治体のウェブサイトをご確認ください。  東京都：「エネルギー環境計画」 <a href="http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/supplier/index.files/2018energy-leaflet.pdf">http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/supplier/index.files/2018energy-leaflet.pdf</a> 長野県：「エネルギー供給温暖化対策計画書制度」 <a href="https://www.pref.nagano.lg.jp/ontai/jourei26/enekeikaku.html">https://www.pref.nagano.lg.jp/ontai/jourei26/enekeikaku.html</a> 京都府：「電気事業者排出量削減計画・報告・公表制度」 <a href="http://www.pref.kyoto.jp/tikyuu/electricity/main.html">http://www.pref.kyoto.jp/tikyuu/electricity/main.html</a> 広島市：「エネルギー環境配慮制度」 <a href="http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/1238413321646/index.html">http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/1238413321646/index.html</a>	
33	本制度が横浜市電力入札案件の要件と関係してくることは現時点で無いという理解でよいのか	・横浜市役所が行う電力入札は、横浜型グリーン電力入札制度において定める報告書を提出していることなどが参加要件となっています。 現在、制度の改正について検討しており、改正にあたっては、意見募集等を行う予定です。	
34	「低炭素な電力」ということで、入札等で注目するのは「排出係数」の部分になるのか。	【横浜型グリーン電力入札制度URL】 <a href="https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kankyo-koen-gesui/ondanka/green_nyusatsu/">https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kankyo-koen-gesui/ondanka/green_nyusatsu/</a>	
35	価格と環境負荷のバランスを今後どのように見ていくのか、詳細に知りたい。再エネ比率の重視となると、使用する電源や非化石証書を使用するなど必要になると考えるため。	・電気の価格と環境負荷のバランスについては、国の動向を踏まえたうえで今後制度の運用を検討してゆきます。	

36	この制度は一時的なものではないのか ほかの自治体がこの制度を導入するとppsが書類に疲弊する懸念がある	・本制度は継続的な運用を図っていきます。 ・小売電気事業者の皆様に対しては、ご負担をかける側面がございますが、制度の趣旨をご理解いただきますようお願いいたします。	
----	--	--	--